

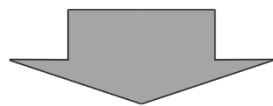
4.市民啓発の取り組み (答申P.13～P.16)

・現状

日常的な人間関係の中やインターネットを通じて、同和地区に関する差別的、否定的なメッセージが伝えられる状況が続いており、差別への同調につながる意識が広がる状況があります。

・課題

- 同和对策事業への誤解や偏見を解消する情報発信が求められています。
- 行政への問い合わせでは、そうした行為が差別であることを当事者が理解できるメッセージを伝える必要があります。



答申を受けた豊中市の 具体的取り組み方向

- 市民が抱きがちな疑問や誤った情報にまどわされないよう、市ホームページに同和問題関連の情報を充実します。
- 貧困問題を含む他の人権課題、差別問題も含めて扱う人権啓発のための新たな冊子等を発行します。
- 2020年度開設の豊中市立人権平和センターでは、人権教育・啓発の情報発信とだれもが人権を大切に思い交流できる拠点をめざし、取り組みをすすめます。

平成28年(2016年)12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在し、全ての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

お互いを認め合い、一人ひとりの人権を尊重し合う社会を築きましょう。



法律の条文はこちら



発行：豊中市人権政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
電話：06-6858-2586
URL：https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/index.html

同和問題の解決に向けて

～豊中市における同和問題の解決を図るための
具体的な教育・啓発の進め方についての答申を受けて～

答申の本文はこちら



豊中市

豊中市は、これまでも同和問題の解決を図るため取り組みをすすめてきました。しかしながら、未だに差別意識は残っており、課題となっています。

この課題解決に向けて、平成30年(2018年)3月豊中市同和问题解決推進協議会から、豊中市における同和问题の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方についての答申を受けました。

答申における市民意識、現状、課題／豊中市の具体的な取り組み方向

1. 部落差別の現状と市民意識のあり様(答申P.2～P.3)

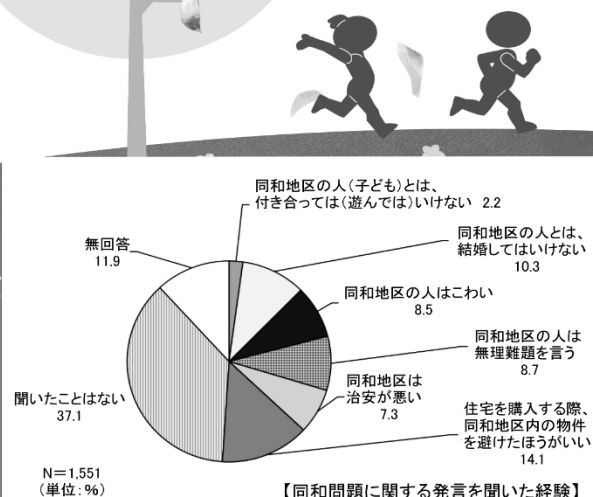
・差別の実態

引越しや不動産取得に絡む同和地区の間合せ、住宅広告の地図に地区を想起させる建物の記載が省かれる事案、公共スペースでの差別落書き等が報告されています。

・平成25年度人権についての市民意識調査

同和問題に関する発言を直接聞いた経験の有無を尋ねた質問では、半数を超える51.1%の人が聞いたと回答しており、身近な人から聞いたとする回答が多くなっています。

差別や人権に関する教育を受けた経験では、40歳以上では8割を超えています。受けた頻度では若い世代の方が低くなっており、同和問題を学んだ割合は、20歳代、16～19歳で急激に低下しています。



2. 同和保育の取り組み(答申P.4～P.7)

・現状

人権保育基本方針に基づき、一人ひとりの子どもの人権を大切にする保育、差別を嫌だと感じ、差別を許さない感性を持った子どもを育てる保育、子どもに関わる大人がつながりを作る保育を柱として保育実践を行ってきました。また、人権課題をふまえて保育者間での共通理解を深めながら、学び合う機会を積み重ねてきました。

・課題

○経験豊かな保育者の退職や雇用形態の多様化等により、人権保育実践の継承が難しくなっています。

○新設の就学前施設が増えている現状をふまえ、それぞれ独自の理念に基づいて実践している教育・保育に、人権保育の視点を主体的に取り入れるよう働きかける必要があります。

答申を受けた豊中市の具体的な取り組み方向

○これまでの教育・保育の実践資料等の収集・整理を行い、その教育・保育実践から職員同士で学び合える場を創出します。

○保育者へのアドバイザー研修などの機会を活かして、現場ごとの具体的な場面を通じた研修を充実します。

○乳幼児期における取り組みと小学校の取り組みの蓄積した成果について、研修などで学び合う機会を増やすと共に、幼保小連携を深めます。

3. 同和教育の取り組み(答申P.8～P.12)

・現状

学校ではさまざまな人権教育の学習機会がありますが、同和問題についての学習機会は以前に比べて減少しています。

また、学校現場の世代交代が進み、同和問題について知識や経験が少ない若い教職員が増えています。

・課題

○以前とちがい教職員の急速な世代交代が進む状況下において、部落問題学習の実践を行う知識や経験を引き継ぐことが難しくなっています。

○子ども自身が学んでよかったと思える取り組みや子ども自身が変容していく実践を広げていく必要があります。

答申を受けた豊中市の具体的な取り組み方向

○部落問題学習のモデル・カリキュラムの作成を検討し、学校現場における部落問題学習の実践の広がりを図ります。

○大阪府人権教育研究協議会や豊中市人権教育研究協議会、豊中市人権教育推進委員協議会等のネットワークを活用し、実践交流会等を通じて、自校及び他校の実践から学ぶ機会を支援します。

○地域のフィールドワーク等も活用し、部落問題学習における教職員研修や校内研修の充実及び支援を図ります。